

(別記)

八月廿二日會社ノ回答案

(一)之レハ撤回スル事能ハズ

(二)従前會社ノ定期休業日ハ毎月第一及三ノ日ニ限リ
シ処業務ノ都合上本年六月以降此例ニ準ジテ七月ノ日
曜日モ休業スルニトセリ故ニ第一及第二ノ日ハ休業日ノ
休業ハ將來業務ノ都合ニヨリシテ之ヲ定ムルニ付テハ
バキモ之レニ對シテハ従来トシテ割増ノ賃金ニ支給
セズ、而シテ第一及第三ノ日曜日ニ對シテハ割増ノ賃金
場合ハ五割ノ増額ヲナスニトセリ
但シ美ニシ場合ハ半ノ月者勤者ニ對シテハ割増ノ賃金ナキ
場合ハ一ヶ月者勤者ニ對シテハ割増ノ賃金ナキ

スルコトハ既ニ決定シ従業員ニモ亦示シタル如ク
テ之レニ應ズル能ハズ

(四)午前九時半午後三時ノ休憩時間ハ本年七月

延長ニタルヲ以テ之レニ應ズル能ハズ

(五)徒弟ノ貯金通帖ハ何時ニテモ本人ノ閲覧ニ許シ

(六)徒弟ノ待遇ハ相当優遇ニ居ルヲ以テ改善ヲ要スル
ルハ欠陥ヲ認メズ

(七)非常口ハ現在式個ヲ存シ建物取締上遺漏ナキニテ

更ニ増設ノ必要ヲ認メズ

(八)争議中ノ日給ハ之ヲ支給スル能ハズ

(九)之レニ同意スルコト能ハズ

(十)請負女工ニ對シテ折紙ノ配給ハ其技術ニ從ヒ公平ニ